

自己点検・自己評価書 目次

1. はじめに	1
2. 沿革	3
文献資料等	4
3. 大学院地球環境学堂・地球環境学舎・三才学林の理念	10
3.1 大学院地球環境学堂・地球環境学舎・三才学林の理念	10
3.2 地球環境学堂（研究組織）の理念	10
3.3 地球環境学舎（教育組織）の理念	11
3.4 三才学林（支援組織）の設置の理念	12
3.5 教育組織と研究組織の分立	12
3.5.1 教育組織と研究組織の分立	12
3.5.2 地球環境学堂から見た分立の特徴	13
3.5.3 地球環境学舎から見た分立の特徴	14
3.5.4 分立の効果を上げるために	14
文献資料等	15
4. 運営体制	16
4.1 管理運営体制	16
4.1.1 管理運営組織	16
4.1.2 教授会	17
4.1.3 学舎会議	17
4.1.4 将来計画検討委員会	17
4.1.5 三才学林委員会	17
4.1.6 インターン研修委員会	18
4.1.7 その他の各種委員会	18
4.1.8 地球環境学堂・学舎協議会	18
4.1.9 事務部	18
4.2 研究体制	19
4.2.1 研究分野（寄附講座を含む）	19
4.2.2 研究グループ	20
4.2.3 研究支援体制	20
4.3 教育体制	21
4.3.1 地球環境学専攻	21
4.3.2 環境マネジメント専攻	22
4.3.3 併任制度	22
4.3.4 協働分野	22
文献資料等	23
5. 組織の拡充	32
5.1 教員組織の拡充	32
5.1.1 年次進行による拡充	32
5.1.2 科学技術振興調整費による拡充	33
5.1.3 寄附講座設置による拡充	33
5.2 流動部門の交代	34

5.2.1	地球親和技術学廊大気環境負荷低減論分野	34
5.2.2	資源循環学廊物質変換・循環論分野	34
6.	教員人事・人事交流	35
6.1	学長長の選考	35
6.2	教員人事と流動性	35
6.2.1	採用人事	35
6.2.2	流動分野教員の交代人事	36
6.2.3	教員の名称変更	37
6.2.4	人事の流動性	37
6.2.5	人事評価	37
6.2.6	流動分野の意義	37
6.3	問題点	37
7.	ダブルアポイントメント（両任）制	39
7.1	理念	39
7.2	現状	39
7.3	問題点	40
8.	財政	42
8.1	運営費交付金	42
8.2	学内で獲得した競争的資金	42
8.3	科学研究費補助金とその他の政府資金	42
8.4	大型外部資金	44
8.5	その他の外部資金	44
8.6	ダブルアポイントメント（両任）制に関わる経費	44
8.7	学長裁量経費	44
8.8	委員会経費	44
8.9	その他の特色	45
8.10	問題点	45
9.	施設・設備・機器	47
9.1	施設	47
9.2	設備・機器	48
9.3	展望と問題点	48
10.	研究	50
10.1	各分野の研究成果と自己評価	50
10.1.1	地球益学廊	50
地球環境政策論分野	50	
地球益経済論分野	52	
資源利用評価論分野	55	
環境統合評価モデル論分野	58	
人間環境共生基礎論分野	60	
地球文明論分野	63	
国際環境情報分野	64	
10.1.2	地球親和技術学廊	66
環境調和型産業論分野	66	

	社会基盤親和技術論分野	68
	人間環境設計論分野	70
	環境生命技術論分野	73
	景観生態保全論分野	75
	大気環境負荷低減論分野	76
	国際環境防災マネジメント論分野	78
10.1.3	資源循環学廊	80
	地域資源計画論分野	80
	環境資源循環論分野	82
	物質変換・循環論分野	84
	沿岸域生態系保全論分野	86
	陸域生態系管理論分野	88
10.2	プロジェクト研究の成果と自己評価	89
10.3	三才学林での研究の成果と自己評価	91
10.4	問題点	92
11.	教育	93
11.1	地球環境学専攻	93
11.1.1	理念	93
11.1.2	カリキュラム	94
11.1.3	実績	95
11.1.4	修了時の進路	95
11.2	環境マネジメント専攻	95
11.2.1	理念	95
11.2.2	カリキュラム	96
11.2.3	実績	96
11.2.4	修了時の進路	97
11.2.5	修了時のアンケート調査と結果	97
11.2.6	採用企業のアンケート調査と結果	97
11.3	インターンシップ	98
11.3.1	理念（方針）	98
11.3.2	実施方法	98
11.3.3	実績	99
11.3.4	学生のアンケート調査と結果	100
11.4	協働分野	100
11.5	入学者選抜試験制度	100
11.6	ダブルアポイントメント（両任）制に基づく教育の実態	101
11.7	学部・他研究科教育への貢献	101
11.8	図書室	102
11.9	同窓会	102
11.10	問題点	102
	文献資料等	105
12.	国際的活動	123
12.1	研究活動	123

12.2	教育活動	126
12.3	問題点	128
13.	広報活動・社会貢献	129
13.1	広報活動	129
13.1.1	ホームページ	129
13.1.2	刊行物	130
13.1.3	地球環境学アーカイブ	130
13.2	社会貢献	131
13.2.1	産学官連携・高大連携	131
13.2.2	シンポジウム・公開講座等	132
13.2.3	各種委員会委員	132
13.2.4	地域での活動への協力	132
13.3	問題点	133
14.	結び	134
資料編		
1.	教員の教育研究活動実績一覧	137
2.	学生の研究業績	146
3.	関係資料	149

この冊子は再生紙を使用しています。

11. 教 育

学堂・学舎の活動の両輪に当たるのが教育と研究である。

地球環境学舎には2専攻あり、それぞれの特色を有する。設立趣意書によれば、地球環境学専攻は研究者養成、すなわち各研究分野の後継者を育成するためであり、環境マネジメント専攻は実務者養成、すなわち、国際的な場において現実の問題を解決する能力を持つ人材を育成することを目的としている。こうしたそれぞれの特徴を有する2専攻に関して評価を進める。

アドミッションポリシー

学舎へのアドミッションポリシーとして次の内容を掲げている。

『地球環境の保全や持続的発展のためには、広域にわたって整合性のある複合施策の発案・実施ができる実務者が必須であり、同時に、それを支援し、かつ、あらたな生活文化をも創出するような統合的学術研究分野の構築とその人材が緊急に求められています。大学院地球環境学舎では、地球環境を持続可能な形態で改善・維持・管理する能力を有し、地球レベルから地域レベルにわたる具体的問題を解決しうる高度な実務者や、地球環境問題の複雑性と広がりを経て従来の基礎科学の上に立って展望し、学問としての先見性、深さと広がりを持った新しい「地球環境学」を開拓しうる高度な研究者の養成を目指しています。また、地球環境学の性格上、国際的対応能力を持った人材の養成を重視しています。

本大学院では、以下のような人材を広く求めます。

- ・地球環境問題に強い関心を持ち、その調査・分析、解決のための施策立案・技術開発に積極的に関わる意欲を持つ人、
- ・環境マネジメントに対する強い意欲を持ち、将来、地球レベルあるいは地域レベルの環境問題に対するマネジメント活動を志す人、
- ・地球環境問題に関連した実務に現在取り組んでいる、あるいは、実務経験をもつ社会人、
- ・地球環境問題に強い関心のある留学生。

入学後は、講義、セミナー、研修、研究、等を通して、人材育成を行います。』

上記のアドミッションポリシーは、学堂学舎のホームページ上に掲載されている。

学生教育に関する重要事項は「学事要綱」を冊子体として取りまとめ、学生、教員に配布することにより明確化、情報伝達の周知徹底を図っている。また、研究内容の詳細については「ガイドブック」を冊子体として取りまとめ、学生に配布している。

教育に関する学年暦を資料 11-1 に示す。

11.1 地球環境学専攻

11.1.1 理念

教育目標は次の通りである。

『地球環境・地域環境問題に対応し、異なった基礎学問との連携を保つことのできる新しい視点と方法論をもって、国際的に活躍できる研究者を養成する。』

地球環境学専攻のアドミッションポリシーとして次の内容を掲げている。

『地球環境学専攻には、博士課程の後期3年の課程（博士課程）が設置されています。地球環境問題の複雑性と広がりをもつ従来の基礎科学の上に立って展望し、学問としての先見性、深さと広がりをもつ新しい「地球環境学」を開拓しうる高度な研究者の養成を目指しています。また地球環境学の性格上、国際的対応能力を持った人材の養成を重視しています。』

本専攻では、環境マネジメント専攻博士前期課程修了者はもとより、既存学問体系の中から、それまでの専攻分野の基礎原理・内容を確実に習得しており、地球環境問題に強い関心を持つ既存研究科博士前期（修士）課程修了者、ならびに、実践と経験を重視するという趣旨から、高度な地球環境学研究に取り組んでいる社会人や留学生を積極的に受け入れます。』

この教育目標、アドミッションポリシーに照らして、各分野では博士論文の審査開始基準を設け（資料 11-2）、それを満たす業績をあげた学生について審査を開始することとしている。分野によって基準が異なるのは、それぞれの分野の研究の歴史、業績の内容やその達成度合い、などにより一律の基準を設定することが極めて困難であるという共通理解に基づく。

11.1.2 カリキュラム

博士課程のみで構成されるこの専攻においては、主たる教育の方法は、実験系の研究分野では実験的解析を主体とし、非実験系では論文講読、資料調査などが主体となる。指導教員の研究指導により、解明に当たる。こうした日々の研究生活の中で研究者として涵養され、達成に近づく。そのことを評価するものとして、演習が中心的な評価対象となる。

重要視されているのは博士論文の作成に至る過程であり、博士1年生では研究計画を提出し、かつその内容を学舎で開催される博士論文計画発表会でプレゼンテーションを行う。博士3年生では、予備審査申請前に成果を発表する機会を持つ。これによって指導教員のみならず、学舎の教員の意見を広く聞き、論文の質の向上に役立てる。

博士号取得までの手続きはマニュアル化され、ホームページ上に置かれており、必要な学生はダウンロードすることで入手できる（但し、学内からのアクセスにのみ対応）。手続きの概要は次の通りである（資料 11-3）。

学生からの予備審査請求に基づき、教員2名からなる予備検討委員会を設置し、審査を行い、その結果を学舎長に報告をする。報告の結果、合の場合は3名の教員からなる博士論文審査委員会を設置し、審査を行う。公開で博士論文審査会を行い、口頭発表と関連する事項についての質疑応答を行う。これらの審査に合格した場合は、その結果が学舎長に報告される。学舎会議で審査結果の報告が行われ、ついで投票により合否が決定される。

在学期間短縮制度がある。これを活用すれば2年間での博士学位修得が可能となる。また、平成19年度からは「論文草稿試験」制度を設け、一定の要件を満たし、1年間以内に博士論文を仕上げる事が可能だと判断される学生を入学させている。

平成18年4月には論文博士審査手続きを決定した。実際の施行は学舎で課程博士を授けた後から可能とされているので、平成19年3月に最初の論文博士の授与を行った。

11.1.3 実績

年度毎の入学定員は 20 名である。必ずしも定員を充足してはいない。統計的な数値は以下に示されるとおりである。

学位授与率が高いことは特記に値する。

年度	14	15	16	17	18
入学者数	21	14	18	9	9
修了者数	0	0	8	10	15
博士号授与者数	0	0	5	10	12

この専攻には在学期間短縮制度があり、1 名がこの制度を利用して修了した。

11.1.4 修了時の進路

修了した院生の主な進路の一例を資料 11-4 にまとめる。

多くの学生が博士課程を修了し、大学などの研究機関に就職している。研究者の養成を目指す専攻の目的に合致するものである。

11.2 環境マネジメント専攻

11.2.1 理念

環境マネジメント専攻の教育目標は以下の通りである。

『環境マネジメント専攻修士課程』

地球環境・地域環境問題を解決するために、実践的活動を行うことのできる知識と問題解決能力をもち、さらに国際的視点をもつ実務者を養成する。』

『環境マネジメント専攻博士後期課程』

地球環境・地域環境問題を解決するために、実践的、かつ国際的活動を行うことのできる広汎な知識と問題解決能力を備え、高度なマネジメントの専門性をもつ実務者を養成する。』

環境マネジメント専攻へのアドミッションポリシーとして次の内容を掲げている。

『環境マネジメント専攻には、博士課程の前期 2 年の課程（修士課程）と、博士課程の後期 3 年の課程（博士後期課程）が設置されています。』

本専攻では、地球環境を持続可能な形態で改善・維持・管理する能力を有し、地球レベルから地域レベルにわたる具体的問題を解決しうる高度な実務者の養成を目指しています。また地球環境学の性格上、国際的対応能力を持った人材の養成を重視しています。

本専攻では、地球環境に関する諸問題についての基礎学力や国際的対応の基礎となる語学（コミュニケーション）能力をもつと同時に、環境マネジメントに対する資質と強い意欲を持った人を求めます。また、実務者養成という趣旨から、すでに環境マネジメント活動に取

り組んでいる社会人、留学生および実務経験者を積極的に受け入れます。』

この教育目標、アドミッションポリシーに照らして、各分野では博士論文の審査開始基準を設け（資料 11-5）、それを越える業績をあげた学生について審査を開始することとしている。分野によって基準が異なるのは、それぞれの分野の研究の歴史、業績の内容やその達成度合い、などにより一律の基準を設定することが極めて困難であるという共通理解に基づく。

11.2.2 カリキュラム

環境マネジメント専攻においては、修士、博士後期の両課程においてインターン研修がカリキュラム上の最大の特色である。（11.3 インターンシップの項、参照）

修士課程においては、環境学を学ぶ学生が必ず修得すべき基礎 4 科目を設け、必修としている。それは、地球環境法・政策論、地球環境経済学、地球資源・生態系管理論、環境倫理・環境教育論であり、これを学ぶことが修学の基礎となっている。なお、この 4 科目については英語により講義が行われている。次に、環境マネジメントセミナーとして外部から講師を招き、大学の中だけでは不足する内容についての講演を聞く機会を設けている。単位修得のためにはレポート提出が義務づけられている。さらには夏期に野外実習が行われる。環境学を学ぶ上での基本となる自然、生物、そして地球について、肌を通して感性を磨くことが主眼にある。さらには、研究室に配属が決定した後は、それぞれの研究室でのゼミ（環境マネジメント演習）を通して専門性を磨くことを求められ、それに対して単位が与られる。

博士課程においては、研究室でのゼミとインターン研修が主な柱である。平成 17 年度の入学生に関しては、出身の研究科によって履修の内容を変える”Double standard”を実施していた。すなわち、地球環境学舎修士課程の修了者には基礎 4 科目の修得を免除するが、それ以外の出身者には基礎 4 科目の修得を義務づけるものである。これは、基礎 4 科目の修得が環境マネジメント専攻の学生には最低限必要な教育と位置づけたためである。しかし、様々な問題が生じたことによって、必修として課すことを平成 18 年度から外し、強く推奨することとした。

学位申請手続きはホームページ上に掲載されており、学生はダウンロードすることにより、自由にその情報を入手することが可能である（但し、学内からのアクセスにのみ対応）。

11.2.3 実績

年度毎の入学定員は修士課程 29 名、博士課程 10 名である。修士課程では定員を越える学生が入学しているが、博士課程は必ずしも定員を充足してはいない。統計的な数値は以下に示されるとおりである。

年度	14	15	16	17	18
修士課程					
入学者数	39	28	33	26	31
修了者数		31	30	36	23
修士号授与者数		31	30	36	23
博士後期課程					
入学者数			8	9	3
修了者数			0	0	5
博士号授与者数			0	0	5

この専攻には在学期間短縮制度があり、修士課程で1名がこの制度を利用して修了した。

11.2.4 修了時の進路

修士課程を修了した院生の主な進路等を資料 11-6 にまとめる。

様々な分野に進出し、活躍をしている。地球環境学舎の博士課程や他大学への進学者もいる。

11.2.5 修了時のアンケート調査と結果

学舎では、修士課程学生の修了時にアンケート調査を行い（資料 11-7）、意見を聴取し、改善に役立てている。調査結果の抜粋を記す。

入学動機（複数解答可）としては、総括的俯瞰能力の修得、インターンによる実務能力の修得、学際的雰囲気での学修、実践的知識の修得、環境政策の知識の修得、人間活動と自然との関係の理解、環境に関する研究を志望、などが挙げられている。特定の知識を求める傾向は少なく、幅広い知識と能力の修得を目指して入学する学生が多いことを裏付けている。

学生の満足度の高い項目として、「環境学の幅広い知識を得た」、「インターン研修で実務的能力を身につけた」、「野外実習で深く自然を見つめ知識を得た」、「修論作成を通して問題解決能力を身につけた」、「幅広い人脈ができた」、「人間形成に役立った」、が挙げられている。満足度が必ずしも高くはない項目として、英語での講義、国際的に活躍できる人材、ビジネスチャンスの期待、国際機関で働くステップ、などの項目が挙げられる。修士課程では必修4科目の講義は英語で提供されており、それらが必ずしも十分の効果を上げていないことは今後の課題として残る。

学修の結果、学生自身が感じた仕事に求められる能力として、修論作成を通して身につけた問題解決能力、インターン研修で身につけた実務的能力、環境学の幅広い知識、涵養された人間性、幅広い人脈、などを挙げている。我々が提供したプログラムを通して学生が修得した結果であると解釈することができる。

11.2.6 採用企業のアンケート調査と結果

学舎においては、学舎修了生を受け入れた企業などへのアンケート調査を行った。回答数が必ずしも多くはないために統計的に有意な数値とは言えないが、傾向を把握することができる

資料である。

学舎の修了生が必ずしも環境に関連した企業に就職をしたわけではない。その意味では教員が教育を通して学生に賦与したいと考えている能力と企業が採用の際に基準とする能力には差が生じる。しかし、この差を理解することは教員側には重要な事項である。

企業の採用基準としては、課題設定能力や問題を解決する能力、涵養された人間性、幅広い人脈、国際的に活躍できる能力、が求められている。この中で、国際的に活躍できる能力を除いては高い評価を得ているものの、学舎の教育目標のひとつである国際的に活躍できる能力の評価が必ずしも高くないことは教員側が理解し、改善することを求められる点である。今後の教育方針、方法、などを改善するための努力を始めなければならない。

11.3 インターンシップ

11.3.1 理念（方針）

環境マネジメント専攻では、地球環境・地域環境問題を解決するために、高度な知識と問題解決能力を持った国際的に活躍する専門家を養成することを目的としている。教育において実践性を重んじることからインターン研修を必修科目として導入し、学外における研修に基づく個別教育によって、学内の教育では達成が難しい以下の項目の達成を目指している。

- ・地球環境学に関連する実践的・技術的感覚を養うこと
- ・実地経験から地球環境に関連する課題を抽出して研究の対象とし、その解決方法を探求すること
- ・授業・知識と現場経験を組み合わせて、環境マネジメント能力を育成すること

インターン研修は、修士課程、博士後期課程の両課程において実施される。その大きな違いは、原則として修士課程では3ヶ月以上で5ヶ月程度の、博士課程では1年程度の期間が求められること、また学舎学舎創立時には、博士課程では海外での研修が望まれることであったが、実際の運用に際して問題点が出てきたために、現在では海外での研修という縛りは外された。

また、インターン研修に関しては、学舎内にインターン研修委員会が設置され、一括して業務に当たっている。また、インターン研修実施要領が作成され、教員、学生には配布されている。

11.3.2 実施方法

インターン研修は学外での活動であるために、実施までには受入機関（協定先）との連携が必須であり、そのためにその手続きは多少複雑である（資料 11-8）。インターン研修委員会の主導により進められる。

教員の個人的な努力により研修受入機関を探し、その機関との間に「インターン研修に関する一般的覚え書き」を取り交わす。この機関は協定先と呼ばれ、一覧表に掲載される（資料 11-9）。平成 18 年 7 月現在、民間会社 41 社、国際／海外機関 6 機関、独立行政法人／研究機関 10 機関、各種法人 14 機関、自治体 2 機関、NPO/NGO 法人 10 機関、その他 2 機関が協定先である。学生はこの一覧表を見て、各人の興味を考慮し、インターン研修希望調査票

を提出する。インターン研修委員会ではこの希望表を基にマッチングを行う。具体的な内容が決定したら、協定先との間で「インターン研修の実施に関する協定書」を作成する。学生は履歴書、誓約書を研修機関に提出し、研修プログラムが始まる。研修の間、学生は日誌を作成し指導教員に提出する。中間時、終了時には報告書を作成し、指導教員に提出する。インターン研修終了後、研修先での指導責任者は、「インターン研修評価書」を作成し、指導教員に提出する。指導教員はそれを参考にしながら学生の評価を行う。

協定先の一覧は資料 11-9 にあるとおりである。国際的研究機関、政府系研究機関、民間の研究機関、NPO、NGO、民間企業、など多岐にわたる。研修先で得た成果についての取り扱いには慎重を期することが求められる。時として機密扱いとなる場合もあり、学生の成果発表についても、研修先の同意を得ないといけない場合もある。

11.3.3 実績

平成 14 年 4 月の学舎創立以来、既に 150 名近い学生がインターン研修を行った。その実績は資料 11-10 にまとめるとおりである。

派遣先の特徴を概説すると、民間会社に比べ、国際／海外機関が多いこと、国内でも研究機関が多いこと、が挙げられる。

インターン研修を終えた学生はインターン研修報告会において、その成果を発表することを義務づけられている。報告会は年間 2 回開催され、研修終了時期にあわせて選択することができる。

平成 17 年度から始まった文部科学省の「派遣型高度人材育成共同プラン」に応募し採択されたことによって、平成 17・18 年度には総額 15,500,000 円の資金を獲得した。これは平成 14 年以来続けてきた我々の実績が評価された結果である。この資金を活用することにより、学生がインターン研修先に行くための必要経費や、教員がインターン研修先へ出向いて行う巡回指導などの経費を支出することが可能となった。「派遣型高度人材育成共同プラン」では、特に研修先企業等の研修指導責任者を特任教員とした実践的教育を組み合わせ、産学連携した研究の推進を図り、高度な専門知識と柔軟な問題解決力の両者を有機的に連携・実践できる人材の育成体制を構築することを新規に目的として掲げている。本事業からの支援により、学生が経費面での制約を受けずに研修先を選択できるため、より幅広い研修機関との連携や多様な研修内容の提供が可能となり、学生自身の可能性の幅を広げることができた。これによって、以下の質的向上効果が期待できるようになった。

- ・インターン研修を受けた学生が将来の社会的活動によって、社会において実務と研究の橋渡しをし、環境問題の解決に貢献できる。
- ・研修生を通じた産学連携のみならず、特任教員と指導教員との緊密な連携による教育体制を通じたインターン研修から、高度な人材育成に対するさらなる産学連携を図ることが可能となる。

なお、企業との緊密な連携をさらに促進する必要性から、平成 19 年度に特任教員への就任依頼を向上させ、増強された特任教員が学舎メンバーの一員として位置付けられ、教育の深度をさらに深める必要がある。

11.3.4 学生のアンケート調査と結果

インターン研修後、学生は報告書、ならびに修了時のアンケート調査（資料 11-11）によってインターン研修に関する意見表明が可能である。インターン研修については概ね学生の評価は高く、学内の講義、ゼミなどでは身につけることが難しかった内容を体得していることが理解できる。

調査結果から学生の声を一部抜粋する。

「極めて有意義であった」、「単なる職場体験とは異なる」、「問題点を解決するためには、広汎な知識と深い専門性が必要であることを知った」、など研修によって、大学にいただけでは身につけることができない経験をしたことが多く綴られている。

その一方で、「金銭面での不足」、「学生の経済的負担が大きい」、「インターン先での処遇が、研修先との合意の内容によって大学によって格差が生じている」、など今後の指導に活かすべき内容も綴られている。

11.4 協働分野

学舎学舎では、その対象となる研究範囲が広範であることに鑑み、学舎内だけの教育では、学生の教育に不十分な点も出てくることを懸念して、学内の多くの研究グループへの支援を要請し、協働分野として教育への貢献を依頼した。現在、10 の部局（人間・環境学研究科、工学研究科、農学研究科、エネルギー科学研究科、防災研究所、生存圏研究所、原子炉実験所、環境保全センター、生態学研究センター、フィールド科学教育研究センター）から約 80 の研究分野が参加している（資料 4-5 参照）。

この協働分野で開講される講義を学舎の学生が聴講し、単位を取得する他に、教員の尽力によって学舎学生に向けての独自の内容を持つ講義が開講されることもあった。

協働分野については、原則として定年による教員の移動を除いては継続的な参画をお願いするが、年度末に意向調査を行い、教員の変更、分野の参加などについて更新を行うこととしている。これらの手続きは教務委員会が所掌する。

学舎の流動分野として属した研究室については交代後も自動的に協働分野として参加することにより、学舎の教育研究の継続性に協力を依頼することとした。

11.5 入学者選抜試験制度

入学者選抜試験は、教育研究のレベルを維持するためには極めて重要な事項である。学舎においては第 1 回目の試験（平成 14 年 4 月）から幾つかの原則の下に試験を実施してきた。また幾つかの事項については現実に即して内容の変更を行ってきた。

一貫した原則の 1 は、国際的に活躍できる人材を育成するために、実用的な英語能力を基礎的能力と位置づけ、学外で実施される英語能力検定試験の成績によって判定するということである。

その 2 は、地球環境問題が多岐にわたるために、専門的に学びたい分野の他にも、概観的な知識を問い、地球環境問題の深遠さを理解させることである。

その3は、面接による人物、知識、見識の確認である。修士課程の選抜試験においては、専門性を異にする5名の教員が面接試問員となり、多方面からの質問を行い、確認を行っている。博士課程においては、3名の教員が試問員となり、修士課程での業績、進学後の研究計画について、複数回の面接により評価を行っている。

現実に即した変更の中で最も大きな問題は、分野を志望する学生数の偏りである。当該学舎の特徴は文科系（哲学、法学、経済学）からの地球環境問題への取り組みを重視することであり、日本の中でユニークな教育研究内容を持つために、文科系の学生が多く受験することが毎年続いている。しかし一人の教員が責任を持って教育できる学生数には自ずと限度があり、特定分野への受験生の過度の集中は、学舎・学舎の教育研究にとって必ずしもプラス要因とはならないために、その是正が必要とされた。一方で選抜試験は全体としての整合性が保たなければならない、その原則を破ることはあってはならない。さらには、流動分野教員と固有分野教員の学生受入に関する条件の違いである。前者教員は出身部局で学生を受け入れることが可能であるが、後者はその道が閉じられている。その意味では後継者養成を目指す場合には大きなハンディキャップを背負うことになる。これらを整合させるために、幾つかの変更が試みられた。現時点では学道内での共通理解を得る方法が確立され、運用されている。

11.6 ダブルアポイントメント（両任）制に基づく教育の実態

学舎教員は、学舎・学舎での講義、演習の他にも教育の義務を負っている。これは固有分野の教員でも同じである。固有分野教員は出身部局の学部、大学院の講義を担当するが多い。流動分野の教員の場合、学舎・学舎と出身部局での教育活動は区別なく行うために、出身部局でも教育体制にしっかりと組み込まれている。

流動教員の場合には、学舎での講義内容と出身部局での講義内容が同一ではない場合もしばしば起こる。学舎の学生の出身母体の専門性の違いによって、講義内容の深さを自ずと変えることが求められるためである。学舎での教育という観点からは、広い視野に立った教育が求められるために、こうした処置は致し方ないこととして了承されている。

11.7 学部・他研究科教育への貢献

流動分野の教員は出身部局での教育の一環として、学部学生に対しても講義、実習の義務を負うことが多い。人間・環境学研究科出身の教員の場合は、さらに全学共通教育の負担があり、1名あたり年間6コマ（半年間の講義を1コマとする換算法）の義務が課せられている。対象者が7名なので、年間42コマの提供が義務づけられる。本質的には組織として対応すべき問題なので、人間・環境学研究科出身の教員だけに全学共通科目の提供が求められるわけではないが、基本的には7名が負うべき義務と解されている。

固有分野の教員は、多くの場合、出身部局の大学院教育にも参加しており、出身部局としても実質的には教育体制に組み込んでいる。流動教員の場合、他研究科の教育に関する貢献は個人レベルでの対応となっており、学舎学舎として組織的に対応することはない。

平成18年3月に策定された第3期科学技術基本計画の重点推進4分野の中に「環境」は、

ナノテクノロジー・材料、ライフサイエンス、情報通信とともに掲げられており、今後も環境問題への取り組み、その人材育成が求められるために、学堂学舎の教員が様々な局面で他研究科での教育に関しても貢献を求められることが増えてくることが予想される。

11.8 図書室

学堂・学舎設立以来、教育用図書、ならびに図書室の充実を図ってきた（9.1 施設の項、参照）。平成 17 年 4 月の開室以来、蔵書冊数も年々増加し、利用者数も毎年増加してきた。平成 18 年度末で蔵書数 1,250 冊を数える。学堂学舎図書室の特徴として、政治、経済、法律の分野から哲学、歴史、社会科学、自然科学、技術・産業、言語、芸術に至るまで幅広い分野の蔵書があり、この点が他の研究科の図書館とは大きく異なる点である。したがって地球環境学堂・学舎の学生はもとより、他学部からの利用も多く（総利用者数の 50%を越える）、他大学からの有意な数の利用依頼も寄せられている。

また、学堂・学舎では修士論文・博士論文を貴重図書として所蔵しており、環境問題に対する社会的注目度が高まる中、これらの利用や、他大学からの利用の問い合わせ・依頼が多いのも特徴のひとつである。

平成 18 年度より、地球環境学アーカイブ（視聴覚資料）の蓄積が始まり、大容量のパソコンを導入し、利用促進を図っているために、この利用も増えている。更に学生の研究に寄与する為、学堂教員の研究実績コーナーを新たに設置し、書籍や雑誌掲載論文（別刷り）などを配架しており、こちらも利用者より好評を得ている。また平成 18 年度よりオンラインサービスを開始し更に利用者にとって便利な図書室を目指している。

11.9 同窓会

学堂学舎の設立からほど遠くない時期に、学生を主体とする同窓会が設立された。正会員は学舎を修了し同窓会加入を希望した人、準会員は、加入を希望した学舎在学生、特別会員は、学舎現役教員、転任・退職した学舎教員、中退した学舎学生、その他正会員、準会員以外の学舎関係者で同窓会加入を希望した人、と定義されている。

設立の目的は、学生同士の情報の共有が主たるもので、情報のセキュリティを確保するために、名簿の使用、閲覧等が厳しく規制されている。修了生を採用した企業へのアンケート調査のために教員側から同窓会への名簿の提供を求めたが拒否されたことがある。個人情報の取り扱いに関するコンセンサスの難しさがこのような点にも見られる。

平成 19 年 3 月末日での会員数は、正会員 145 名、準会員 57 名、特別会員 65 名である。

11.10 問題点

政府が主催する科学技術会議において日本は「科学技術創造立国」を国家戦略とする立場を鮮明にし、第 3 期科学技術基本計画において、「環境」は第 1 期基本計画以来、今後も重点的に取り組むべき課題と位置づけられた。第 3 期計画の特徴として、「人材育成と競争的環境の重視 モノから人へ、機関における個人の重視」という項目が謳われ、人作りが最優先課題として取り上げられることになった。今後、教育の重要性が増すのは明白である。

基本計画の中には、日本の大学院生の国際的競争力が極めて低く、その向上を目指すことが求められている。特に文系の学生の国際性に関しては全く評価されていないに等しく、一層の取り組みが求められている。COE などの施策はこの線に沿ったもので、今後も継続されるものと考えられる。

学舎は日本国内では特異な、文系、理系、の融合による環境問題の解決に当たる組織として設置され、日本においては教育モデルとしての地位を確保している。しかし同時に追従する組織の出現とそれらとの競争という現実も顕著になってきた。学舎発足以来5年が経過し、今後に向けての重要な転換点にある。こうした観点から、学舎における教育の問題点を整理しておく。

1) 教育の位置づけ (学堂学舎の活動全体の中での位置づけ)

従来の大学教員の活動においては、教育よりは研究に大きな重みが置かれ、教育活動は必ずしも重要視されてこなかった。近年、この考え方が大きく変わり、教育に割り当てられる時間が増えてきている。それは文部科学省が唱えている方向と一致する。

未だ地球環境学の全貌が見えず、各研究者レベルでの模索が続く中、大学院生が担う研究テーマは地球環境学の構築には欠かせない課題となっている。その意味では、学舎での教育の重みはかなり大きなものがあると考えられるが、教員の意識がどの程度であるか、必ずしも明らかではない。地球環境学の体系化のための論文を大学院生との共著で著すことができれば、大きな前進があると考えられる。

2) COE 申請

学堂・学舎発足以来、申請可能な年は総て、COE への申請を行ったが、未だに採択されたことはない。COE の採択が研究科としてのひとつの基準と考えられ始めている現状では、未採択であることは良い学生を惹きつける魅力に欠けることにもあり、今後の学舎のあり方に重要な意味を持つ。現状では学舎としての特記すべき実績がないが、他研究科との共同提案なども視野にいれながら、早急な実績作りが求められる。

3) 単位の実質化

修士課程の学生については特に単位の実質化が求められている。学舎のカリキュラムでは、1年生後期にインターン研修に出ることが多いために、1年前期に集中的に講義を聴講することが多い。各講義においてはかなり大量のレポート作成などを要求することが多く、学生は集中的に学修しているのが実態である(アンケート調査結果などから)。これは単位の実質化とすることができる。

4) 社会人学生に対する教育の在り方(特典制度)

環境問題には多くの人に関心を寄せている。社会人として活動を行っている方にも多くの人に関心をもち、社会人の身分のままで学舎での教育を受けたいと希望される方が少なからずおられる。そうした社会人が学生の身分を得た時、社会人学生となるわけであるが、その経験を原資として教育上の履修要件を緩和する特典を与えることが多くの研究科で行われている。学舎においてもその検討を行い、インターン研修、環境マネジメントセミナーなどについては、特典を与えている。今後、継続的にこうした制度を充実させ、多くの社会人学生

を教育することのできるシステム作りが求められる。

5) 博士課程学生定員の充足

博士（後期）課程の学生の確保が現在困難になってきている。修士課程の充足率は高いものの、博士課程の学生のそれは低く、学舎ではこの傾向が数年にわたり続いている。最大の原因は博士課程修了後の道が、アカデミア、企業を問わず必ずしも広くはないという現実がある。こうした状況下で学生定員の充足を図るために様々な取り組みがなされている。定員の充足率に応じた運営費交付金の配分などが検討されている状況では、看過することができない重要な課題である。現在の定員の多寡に関する議論を初め、教育組織全体の見直しを早急に行い、適切な定員の決め、学生の確保に邁進することが急務となっている。

資料 11-1 学年暦 (平成 18 年度)

平成 18 年 4 月 7 日 (金)	入学式、新入生ガイダンス オリエンテーション
4 月 10 日 (月)	前期 (前期上半期) 授業開始
4 月 18 日 (火)	健康診断 (地球環境学舎指定日)
4 月 下旬	履修登録
6 月 2 日 (金)	前期上半期授業終了
6 月 5 日 (月)	前期下半期授業開始
5 月下旬または 6 月初旬	インターン研修説明会
6 月 18 日 (日)	創立記念日
7 月 24 日 (月)	前期 (前期下半期) 授業終了
7 月 25 日 (火)	} 前期試験
7 月 31 日 (月)	
8 月 1 日 (火)	} 野外実習 (予定)
8 月 7 日 (月)	
8 月 6 日 (日)	} 夏季休業
9 月 30 日 (土)	
9 月 30 日 (土)	前期終わり
10 月 1 日 (日)	後期始まり
10 月 2 日 (月)	後期 (後期上半期) 授業開始
12 月 1 日 (金)	後期上半期授業終了
12 月 4 日 (月)	後期下半期授業開始
12 月 27 日 (水)	} 冬季休業
平成 19 年 1 月 4 日 (木)	
2 月 2 日 (金)	後期 (後期下半期) 授業終了
2 月 5 日 (月)	} 後期試験
2 月 9 日 (金)	
3 月 23 日 (金)	修士学位授与式
3 月 31 日 (土)	後期終わり

資料 11-2 地球環境学専攻博士論文審査開始基準

平成 17 年 7 月 27 日学会会議決定

目的

博士論文の審査においては、論文内容が一定の基準を満たすことは学問の水準を保つために必須の要件である。また、多様な学問的背景を持つ 19 の分野から構成される学舎・学舎においては、論文審査基準も多様であるのが自然である。そこで、研究分野ごとに審査基準を設け、各研究分野の特異性の相互理解と学問水準の維持、向上を図る。

地球環境学専攻 博士論文審査開始基準

博士申請論文の主たる内容が以下の基準を満たす時に、審査を開始することができる。

博士申請論文は、発表の如何を問わず地球環境学として優れた内容を持ち、指導教員が地球環境学への学術的寄与について、十分に説得的な説明が可能な業績であることを求められる。

さらに、以下の原則の一、もしくは複数を満たすものとする。

1. 査読のある学会誌、専門誌、国際会議記録による論文掲載（採択）を条件とする。
2. 学会誌、専門誌、国際会議記録による論文掲載（採択）、または著書の執筆を条件とするが、査読の有無は考慮しない。
3. 特許出願、意匠登録などを研究論文と同等の価値を持つとし、基準として採用する。

各分野は、以上の原則の他に必要に応じて詳細についても決定することができる。

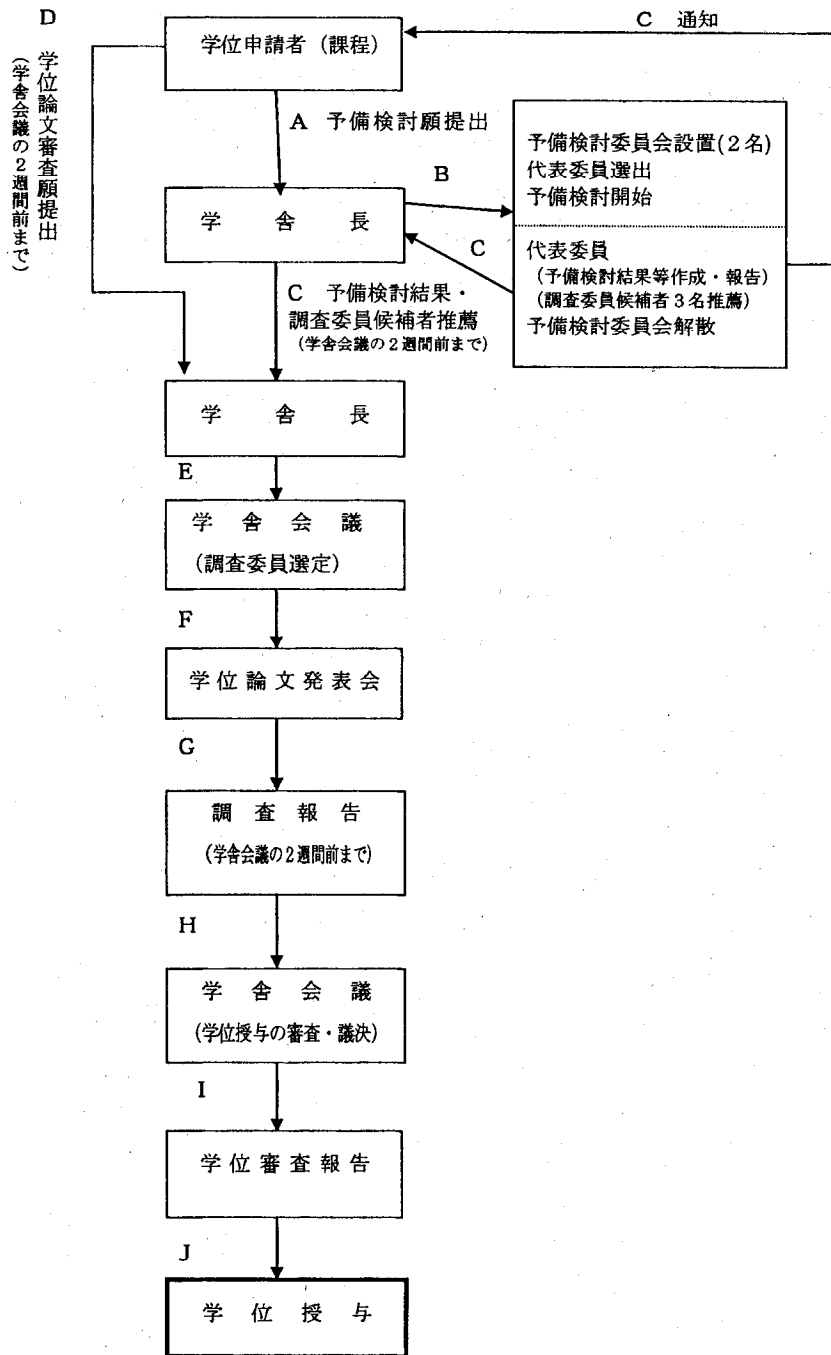
この原則は平成 17 年 10 月以降の申請から適用する。

地球環境学専攻博士論文審査開始基準 19.7.1 現在

分野名	基準
地球環境政策論分野	公表した3編以上の論文があること。 ただし (1) 共著であっても第1執筆者なら1編と数える。 (2) 査読者のついた学会報告論文集への掲載は1編と数える。 (3) 査読を受けていない場合でも、水準が高ければ1編と数える。 (4) 編集委員長(査読代表者)等の掲載証明のある場合は未掲載論文でも1編と数える。
地球益経済論分野	地球環境政策論分野と同じ
資源利用評価論分野	地球環境政策論分野と同じ
環境統合評価モデル論分野	査読のある国内外の学会誌、専門誌による論文が1編以上存在し、あるいは、査読ある国際会議に発表した記録が、1編以上ある。博士論文内容が優れているかどうか、京都大学地球環境学舎として相応しいかどうかで、判断する。
人間環境共生基礎論分野	学会誌に2本の論文を発表した経歴をもつこと。
環境調和型産業論分野	査読のある国内外の学会誌、専門誌による論文が1編以上存在し、あるいは、査読ある国際会議に発表した記録が、1編以上ある。博士論文内容が優れているかどうか、京都大学地球環境学舎として相応しいかどうかで、判断する。
社会基盤親和技術論分野	査読のある国内外の学会誌、専門誌による論文が1編以上存在し、あるいは、査読ある国際会議に発表した記録が、1編以上ある。博士論文内容が優れているかどうか、京都大学地球環境学舎として相応しいかどうかで、判断する。
人間環境設計論分野	査読のある国内外の学会誌、専門誌による論文が1編以上存在し、あるいは、査読ある国際会議に発表した記録が、1編以上ある。博士論文内容が優れているかどうか、京都大学地球環境学舎として相応しいかどうかで、判断する。
環境生命技術論分野	査読のある学会誌、専門誌に第一著者として2報以上の掲載(国際会議記録は対象としない)
景観生態保全論分野	査読のある学会誌、専門誌による論文採択を条件とする。少なくとも3編程度。国際誌を含む場合は2編でも可とする。
環境化学プロセス論	査読のある学会誌、専門誌による論文掲載(採択)を少なくとも2編以上有することを条件とする。

国際環境防災マネジメント論分野	公表した3編以上の論文があること ただし、 (1) 共著であっても第1執筆者なら1編と数える。 (2) 査読者のついた学会報告論文集への掲載は1編と数える。 (3) 編集委員長（査読代表者）等の掲載証明がある場合は、未掲載論文でも1編と数える。
地域資源計画論分野	学位論文の主要な部分が学会誌等（審査員2名以上による審査付き）に掲載されていることを条件とする。
環境空間情報論分野	査読付きの学会誌に、第一著者として掲載された論文が1編以上あること。
物質動態・分子機能論分野	査読のある学会誌、専門誌に、学位申請者を主著者とする論文が少なくとも一編は掲載されているあるいは掲載予定であること。かつ、それらの論文や著書が、学位申請論文の主要な部分となっていること。
食糧資源化学論分野	学位論文の主要な部分が学会誌等（審査員2名以上による審査付き）に掲載されていることを条件とする。
陸域生態系管理論分野	学位論文の主要な部分が査読付きの学会誌等に論文として掲載されているものとする。なお、編集委員長（査読代表者）等の掲載証明のある場合は、未掲載でも掲載と同等と認める。
森川里海連環学 (パネッコ-ポレ-ジョン)分野	景観生態保全論分野に同じ
地球文明論分野	国内外の査読制の学術誌への投稿論文（当該誌未掲載も可）が1編以上あるか、 あるいは、国際学術会議での発表を会議組織者から認められ、実際に発表した記録資料が1編以上あるか、 あるいは該当する学会が未発達の場合、上記の事例と同等と判断しうる著述が2編以上あること。 これに加えて、博士論文内容の独創性、地球環境学の1分野としての立論の確かさ、 専門分野外にも通じうる文体の工夫がみられること。 以上を条件として審査を開始する。
国際環境情報分野	査読のある国内外の学会誌、専門誌による論文が1編以上存在し、あるいは、査読ある国際会議に発表した記録が、1編以上ある。博士論文内容が優れているかどうか、京都大学地球環境学舎として相応しいかどうかで、判断する。なお、専門分野外にも通じる文体を工夫していることも重要条件である。

I. 博士学位論文申請から学位授与までの概略図



資料 11-4 地球環境学専攻 修了者の進路

●平成 16 年度

福岡大学

中央開発株式会社

(財) 地域地盤環境研究所

中山大学 (中華人民共和国)

京都府立海洋センター

●平成 17 年度

Queen's University, Canada

産業技術総合研究所 中国センター

滋賀医科大学

千葉商科大学

日本原子力研究開発機構 関西光科学研究所

立命館大学経営学部

資料 11-5 環境マネジメント専攻博士後期課程 博士論文審査開始基準

平成 18 年 2 月 22 日学会会議決定

目的

博士論文の審査においては、論文内容が一定の基準を満たすことは学問の水準を保つための必須の要件である。また、多様な学問的背景を持つ 19 の分野から構成される学舎・学舎においては、論文審査基準も多様であるのが自然である。そこで、研究分野ごとに審査基準を設け、各研究分野の特異性の相互理解と学問水準の維持、向上を図る。

環境マネジメント専攻 博士論文審査開始基準

博士申請論文の主たる内容が以下の基準を満たす時に、審査を開始することができる。

博士申請論文は、発表の如何を問わず地球環境学として優れた内容を持ち、指導教員が地球環境学への学術的寄与について、十分に説得的な説明が可能な業績であることを求められる。

さらに、以下の原則の一、もしくは複数を満たすものとする。

1. 査読のある学会誌、専門誌、国際会議記録による論文掲載（採択）を条件とする。
2. 学会誌、専門誌、国際会議記録による論文掲載（採択）、または著書の執筆を条件とするが、査読の有無は考慮しない。
3. 環境マネジメントに関する公的記録を基準として採用する。
4. 特許出願、意匠登録など、研究論文と同等の価値をもつのは、基準として採用する。

各分野は、以上の原則の他に必要に応じて詳細についても決定することができる。

この原則は平成 18 年 4 月以降の申請から適用する。

環境マネジメント専攻博士論文審査開始基準 19.7.1 現在

分野名	基準
地球環境政策論分野	公表した3編以上の論文または公的記録があること ただし 論文については (1) 共著であっても第1執筆者なら1編と数える。 (2) 査読者のついた学会報告論文集への掲載は1編と数える。 (3) 査読を受けていない場合でも、水準が高ければ1編と数える。 (4) 編集委員長(査読代表者)等の掲載証明のある場合は、未掲載論文でも1編と数える。 公的記録については (1) 本人の寄与が明らかで、かつその内容が環境マネジメント専攻に相応しい場合は1編(内容が豊富な場合は2編)と数える。 (2) 印刷中等で公表が明らかな場合は公表したものとして数える。
地球益経済論分野	地球環境政策論分野と同じ
資源利用評価論分野	地球環境政策論分野と同じ
環境統合評価モデル論分野	環境マネジメントに沿った内容を有すること。その内容の一部あるいは全部が査読のある学会誌、専門誌の論文1編以上に公表(受理を含む)されていること。
人間環境共生基礎論分野	学会誌に2本の論文を発表した経歴をもつこと。
環境調和型産業論分野	査読のある学会誌、専門誌、或いは国際会議発表記録による論文掲載1編以上を条件とする。また、特許出願、意匠登録など、研究論文と同等の価値をもつのは、基準として採用する。
社会基盤親和技術論分野	査読のある学会誌、専門誌、国際会議記録による論文掲載(採択)を条件とする。また、特許出願、意匠登録など、研究論文と同等の価値をもつのは、基準として採用する。
人間環境設計論分野	査読のある国内外の学会誌、専門誌による論文が1編以上存在し、あるいは、査読ある国際会議に発表した記録が、1編以上ある。博士論文内容が優れているかどうか、京都大学地球環境学舎として相応しいかどうかで、判断する。
環境生命技術論分野	環境問題解決のための具体的な方策についての研究であり、その内容については、学会誌、専門誌、単行本などを含め公的機関が作成した文書として記載されていること。査読の有無は考慮しない。
景観生態保全論分野	査読つき論文など(これに匹敵する公的記録を含む)2件 国際誌などレベルの高いものの場合1件
環境化学プロセス論分野	学位論文の主要な部分が査読付きの学会誌・専門誌に掲載されている。
国際環境防災 マネジメント論分野	地球環境政策論分野と同じ

地域資源計画論分野	「学位論文の主要な部分が学会誌等（審査員2名以上による審査付き）に掲載されていることを条件とする。」
環境空間情報論分野	査読付きの学会誌に、第一著者として掲載された論文が1編以上あること。
物質動態・分子機能論分野	学会誌、専門誌に、学位申請者を主著者とする論文が少なくとも一編は掲載されているあるいは掲載予定であること。または学位申請者を主著者する著書が少なくとも一編は出版されているあるいは出版予定であること。かつ、それらの論文や著書が、学位申請論文の主要な部分となっていること。
食糧資源化学論分野	学位論文の主要な部分が学会誌等（審査員2名以上による審査付き）に掲載されていることを条件とする。
陸域生態系管理論分野	学位論文の主要な部分が学会誌、専門誌、著書、国際会議記録、環境マネジメントに関する公的記録等に掲載されているものとする。なお、編集委員長、編集者等の掲載証明のある場合は、未掲載でも掲載と同等と認める。
森川里海連環学 (ネットワーク)分野	景観生態保全論分野に同じ
地球文明論分野	査読のある国内外の学会誌、専門誌による論文が1編以上存在し、あるいは、査読ある国際会議に発表した記録が、1編以上ある。博士論文内容が優れているかどうか、京都大学地球環境学舎として相応しいかどうかで、判断する。なお、専門分野外にも通じる文体を工夫していることも重要条件である。
国際環境情報分野	査読のある国内外の学会誌、専門誌による論文が1編以上存在し、あるいは、査読ある国際会議に発表した記録が、1編以上ある。博士論文内容が優れているかどうか、京都大学地球環境学舎として相応しいかどうかで、判断する。なお、専門分野外にも通じる文体を工夫していることも重要条件である。

資料 11-6 環境マネジメント専攻 修士課程修了者の進路

●平成 17 年度

横浜ゴム株式会社

住友商事

(株) カネボウ化粧品

大阪府

NPO 法人環境エネルギー政策研究所

三菱商事株式会社

プロクターアンドギャンプル・ファーイーストインク

フィデリティ投信株式会社

読売新聞

法務省

経済産業省

積水ハウス株式会社

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

(株) ビービット

(株) 建設技術研究所

栗田工業株式会社

横浜丸中青果株式会社

伊藤忠テクノサイエンス株式会社

(株) 奥村組関西支社

アミタ (株)

(財) 地球人間フォーラム

●平成 18 年度

ハノイ工科大学

(株) エックス都市研究所

(株) 環境総合テクノス

国連環境計画 (UNEP)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング (株)

市民共同法律事務所

京都大学地球環境学堂研究員

日本生活協同組合連合会

札幌市役所

東京建物株式会社

フューチャーアーキテクト(株)

アクセンチュア株式会社

独立行政法人 国際協力機構 (JICA)

三井住友銀行

日本経済新聞社

NTTコミュニケーションズ

(株) 島津製作所

韓国建設技術研究院

アミタ (株) 持続可能経済研究所

nexus engineering consultants

野村マイクロ・サイエンス (株)

日本学術振興会

西条市産業情報支援センター

トーマツコンサルティング株式会社

大阪桐蔭中学校・高等学校

株式会社 三菱総合研究所

株式会社 地球の芽

株式会社リクルート

国土交通省

タマノイ酢株式会社

株式会社 東芝

資料 11-7 環境マネジメント専攻 修了者へのアンケート調査結果

●地球環境地球環境学舎への入学の動機と期待していた点について該当するものにすべてをしてください。

1) 幅広い分野を総括的に俯瞰する能力を身につける	8名
2) インターン研修を通して実務者能力を身につける	10名
3) 英語での講義に期待	3名
4) 学際的な雰囲気期待	8名
5) 実践的な知識を身につける	5名
6) 国際的に活躍できる人材になる	8名
7) 問題解決能力を磨く	7名
8) 環境政策について知識を得る	7名
9) 廃棄物問題について知識を得る	2名
10) 水圏環境問題に興味を	1名
11) 森林問題の解決をしたい	1名
12) 研究をやりたい	4名
13) ビジネスチャンス期待	1名
14) 国際機関で働くためのステップ	2名
15) その他	0名

●地球環境学舎のカリキュラムについて、各々5段階評価してください。当てはまる場合は5、やや当てはまる場合は4、どちらでもない場合は3、やや当てはまらない場合は2、当てはまらない場合は1をそれぞれの質問の右側に記入してください。

1) カリキュラムは実践的であった。	5.....1名
	4.....4名
	3.....5名
	2.....2名
	1.....2名
2) カリキュラムが体系的であった。	5.....0名
	4.....1名
	3.....3名
	2.....7名
	1.....3名
3) カリキュラムの自由度が大きい	5.....2名
	4.....3名
	3.....5名
	2.....4名
	1.....0名
4) 文理融合が図られていた	5.....0名
	4.....3名
	3.....4名
	2.....3名
	1.....4名
5) 環境問題に対する総合的な知識が身についた	5.....2名
	4.....6名
	3.....3名
	2.....2名
	1.....1名

6) 演習やグループ討論の機会が十分にあった。	5	5名
	4	3名
	3	3名
	2	2名
	1	1名
7) 日本語の講義があまり理解できなかった。(留学生)	5	1名
8) 英語の講義があまり理解できなかった。	5	3名
	4	6名
	3	3名
	2	0名
	1	2名
9) インターンは有意義であった。	5	7名
	4	5名
	3	2名
	2	0名
	1	0名
10) 野外実習が有意義であった。	5	6名
	4	7名
	3	1名
	2	0名
	1	0名

11) その他意見

- ・ 先生方の英語の講義が分からないときが多々あった。英語が苦手な方は日本語のほうがいいのでは。

●進路について該当するものに○をしてください。

1) 進学(地球環境学舎)	2名
2) 進学(地球環境学舎以外)	0名
3) 大学教員	0名
4) 研究所	0名
5) 国際機関	0名
6) 国家公務員	1名
7) 地方公務員	0名
8) コンサルティング会社	2名
9) 製造業	2名
10) 商社	1名
11) 金融機関	1名
12) NGO/NPO	0名
13) マスコミ	0名
14) 土木・建築	1名
15) 未定	1名
16) その他 出版)	3名 (独立行政法人職員、中高教員、広告)

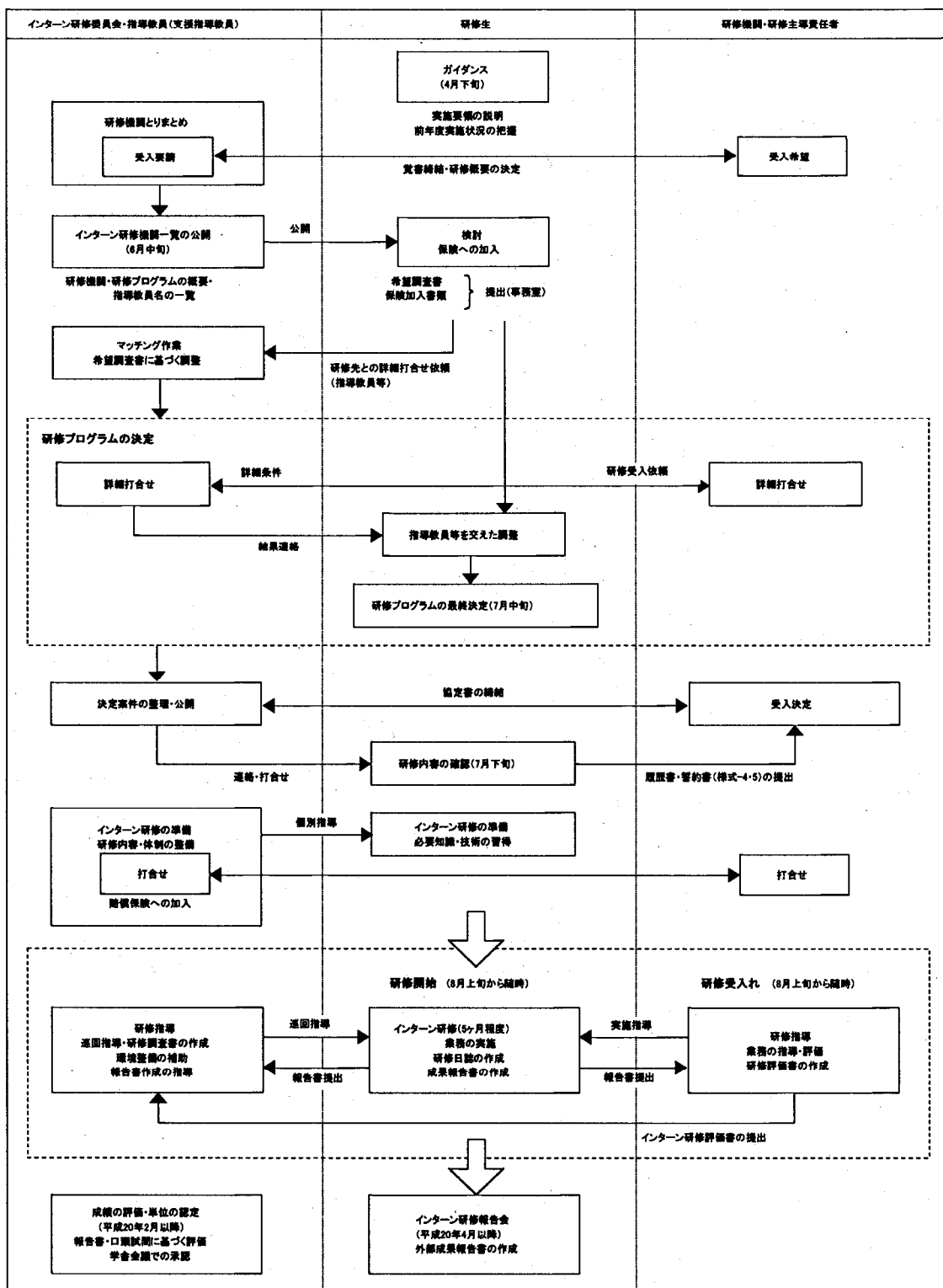
●自由記述欄

- ・ インターン研修を、学舎・研修先・学生・教員とのコミュニケーションをより図りながら実のあるものにしてほしい。
- ・ 地球環境学舎・学舎設立の理念に沿って、各分野間の連携をより深めて行ってほしい。
- ・ 前期で取得しなければならない単位が多すぎる気がする。

- ・ 2年目は研究センターだったので、その時は他の研究科に比べて学舎の強みは何なのか、疑問に感じる事が度々あった。学舎の強み、実践力をもっと養えることのできる環境（本人の研究内容等、本人次第かもしれないが）がより整っていただろうと思った。
- ・ 文系の人でも、理系の基礎からみっちり学べる授業があれば良いと感じた。
- ・ M1の前期、インターンは非常に充実していました。ただ前期での内容が今も身に付いているか、その後1年半の研究に役立ったかには疑問が残ります。
- ・ 文理融合の良さを2年間通じて感じるのはなかなか難しかったです。
- ・ 進路に関しては学舎での経験がとても役立ったと思います。有意義な2年でした。
- ・ インターンの期間を自由にしたらいいと思います。
- ・ 研究室を2つ選べるのもいいとおもいます。
- ・ 英語の授業はやはり難しいかと思えます。
- ・ M1前期の授業がもっと有機的にインターン、修論と結びついていけば2年間の短い期間を有効に生かせるかと思う。
- ・ インターン報告会と修論発表会の際に研究交流があるとさらに良い。
- ・ インターン研修を学舎設定の理念に沿って、各分野間の連携をより深めていただろう。

資料 11-8 インターン研修手続き

●インターン研修手続き・実施フロー(平成19年度)



資料 11-9 インターン研修覚書締結機関一覧 (平成 18 年度)

【民間会社】	雪印乳業 (株)	(財) 地球環境産業技術機構
アジアプランニング (株)	高野ランドスケープ・プランニング (株)	(財) 地球・人間環境フォーラム
イオン (株)	アマタ (株) 接続可能経済研究所	(財) 地球環境戦略研究機関
応用地質 (株)	(株) 荏原製作所	(財) 電力中央研究所
鹿島建設 (株) 技術研究所	アジア航測 (株)	(財) 日本環境衛生センター
(株) 奥村組	(株) ニュージェック	(財) 日本グラウンドワーク協会
(株) UFJ 総合研究所	OYO インターナショナル (株)	(財) 日本生態系協会
(株) 環境文明研究所	東興建設 (株)	(財) 日本農業土木総合研究所
(株) 関西総合環境センター	新日本認証サービス (株)	(財) 農村開発企画委員会
(株) 関西総合環境センター-生物 環境研究所	中日本航空 (株)	(財) 滋賀県産業支援プラザ
(株) 空間創研	いであ (株)	(財) 世界自然保護基金ジャパン
(株) クボタ	【国際/海外機関】	【自治体】
(株) 鴻池組	Centre for Remote Sensing and GIS "Terra"	京都市環境局地球環境政策課
(株) 里と水辺研究所	Eco-Community Vigor Foundation	島田市 (静岡県)
(株) 島津製作所	INSPARC, University of Kalyani, India	豊中市 (大阪府)
(株) 島津テクノロジー	ベトナム科学技術アカデミー	【各種法人】
(株) 総合計画機構	バーバリアンインスティテュート	あずさ監査法人
(株) 損保ジャパン・リスクマネジメント	国際連合地域開発センター	(社) 海外環境協力センター
(株) 地域計画研究所	MERCY MALAYSIA	【NPO/NGO】
(株) 日水コン	CARD, Hue University, Vietnam	NPO 法人 NPO 政策研究所
(株) パスコ	UNEP GEMS/Water	NPO 法人環境エネルギー政策研 究所
みずほ情報総研 (株)	【独立行政法人/研究機関】	NPO 法人 環境市民
(株) ブラック研究所	(独) 国立環境研究所	NPO 法人 気候ネットワーク
(株) 堀場製作所	(独) 産業技術総合研究所中国センタ-	NPO 法人循環共生社会システム研 究所
栗田工業 (株)	(独) 森林総合研究所	NPO 法人 地球デザインスクー ル
国土環境 (株)	(独) 農業環境技術研究所	NPO 法人 市民環境研究所
住友大阪セメント (株)	(独) 農業工学研究所	NGO 緑のサヘル
太平洋セメント (株) 中央研 究所	国立医薬品食品衛生研究所	NPO 法人 里山ネットワーク世 屋
宝酒造 (株)	長野県環境保全研究所	NPO 法人 EnVision 環境保全事務 所
電源開発 (株)	三重県科学技術振興センター	【その他】
東亜ディーケーケー (株)	愛媛大学沿岸環境科学研究センター	ジャパン・フォー・サステナビリティ
東洋建設 (株)	滋賀県琵琶湖・環境科学研究センタ ー	京都環境アクションネットワー ク
内外エンジニアリング (株)	(独) 産業技術総合研究所	
日本植生 (株)	【財団法人】	
三菱重工業 (株) 高砂研究所	(財) 国際湖沼環境委員会	
(有) 平良トレース	(財) 千里リサイクルプラザ	

資料 11-10 インターン研修実施先一覧

●平成 17 年度

博士後期課程学生

(株) クボタ

国連地域開発センター (UNCRD) 防災計画兵庫事務所

修士課程学生

環境省

国連大学

Chilika Development Authority

(独) 国立環境研究所 循環型社会形成推進・廃棄物研究センター

西オーストラリア大学 Center for Water Research、

バーゼル条約事務局(UNEP)

NPO 法人 里山ネットワーク世屋

(株) 地域計画建築研究所 大阪事務所

フエ農林大学 Centre for Agricultural Forestry Research and Development (CARD)

OYO インターナショナル株式会社

NPO 法人 環境エネルギー政策研究所

NGO メルシーマレーシア (MERCY MALAYSIA)

愛媛大学沿岸環境科学研究センター

工学研究科附属環境安全衛生センター(桂キャンパス)

滋賀県琵琶湖・環境科学センター

(株)三菱総合研究所 地球環境研究本部

国連環境計画 国際環境技術センター

産業技術総合研究所つくば西事業所

アマタ (株) 西日本営業所

豊中市役所・環境部環境政策室

アジア航測株式会社、国際連合大学

京都大学フィールド科学教育研究センター和歌山研究林

豊中市役所・環境部環境政策室

アマタ (株) 持続可能経済研究所

(株) 空間創研 大阪事務所

アジア防災センター

(株) クボタ

荏原製作所

●平成 18 年度

修士課程学生

(株) 地球の芽

Kutch Nav Nirman Abhiyan

(株) 荏原製作所

Center for Agricultural Research and Development (CARD), Hue University, Vietnam

SARVODAYA (スリランカ)

MSSRF (インド)

Centre for Alternative Technology(Wales, UK)

C.A.R.D. Hue University
The Center for Agricultural Forestry Research and Development
C.A.R.D. Hue University
UN/ISDR Asia and the Pacific
東京大学農学生命科学研究科附属牧場
東京都環境科学研究所
（財）地球環境戦略研究機関（IGES）
いであ（株）
（財）地球・人間環境フォーラム
United Nations Headquarters
（独）国立環境研究所
（株）三菱総合研究所
The Center for Agricultural Forestry Research and Development
IRFC（インド）
ユネスコ本部世界遺産センター（パリ）
住友大阪セメント（株）セメント・コンクリート研究所
UNEP GEMS/Water
アマタ（株）接続可能経済研究所
（独）国立環境研究所
CECI (Center d'etude et de cooperation internationale
国連大学 地球環境情報センター（GEIC）
The Center for Agricultural Forestry Research and Development
特定非営利活動法人 EnVision 環境保全事務所
新日本認証サービス（株）
NPO 法人 環境エネルギー政策研究所
中日本航空（株）
China Energy Research Institute of Energy System Analysis and Market Analysis Division

下記は、平成 17 年度に修士インターン研修を終えた学生が提出した「インターン研修終了報告書」の中の、「インターン研修への所感」「インターン研修制度への意見等」欄に記載された記述を、抽出したものである。

記

1. 研究機関での研修だったため、研修目的である「実施経験」や大学では得られないような「実施的・技術的感覚」を養ったかどうか疑問。
2. 研修に行っている期間の後期授業料の納入に関して疑問。納入する必要があるのか。
3. 遠隔地で研修を行っている場合、事務手続きや報告書提出が不便なので改善を求める。
4. 重要なお知らせについては web 上での掲載だけではわかり辛いため、個人的にメールで知らせて欲しい。
5. 地球環境学舎に大学院進学を考えた理由の一つが個人的には行くことが難しい中長期のインターン研修であったため、概ね満足している。
6. 研修先全体に地球環境学舎側のインターン研修の趣旨が十分に伝わっていないように感じる。
7. 実務を通して学ぶことが多く、研究に役立つことだけでなく、将来に役立つことを身につけることが出来たと思う。
8. 自己の意識改善につながった。
9. 雑用以外やらせてもらえない、単純作業ばかり。
10. 研修室の先生にはインターン先の指導員とは違った視点からアドバイスをして貰えるが、実際現地に来ての指導は一度だけしかない。インターン先が遠隔地だと平日に大学に行く機会がもてないため、何度か様子見と指導に来て頂きたい。
11. 前期の授業料から見ても、1 回生の後期にインターン研修を行おうとすると準備不足になってしまう。インターン研修よりもその後の修士論文に重点をおけるような制度への意向を期待する。
12. 国際機関へのインターンを提供しているのであれば、レポートのフォーマットも英語版をダウンロード出来るようにすべき。
13. インターン責任者間の意思疎通がずれていた、もしくはインターン情報交換が最高責任者に回っていなかったことにより、「責任」が誰にあるかということが明確になっていなかった。そのため、プログラム内容が単純化されてしまった。自分のインターン内容は自分で管理することが前提であるのならば、責任のありどころなど、インターン実施前に説明する必要であったのではないか。
14. 国内の他大学でインターンを受ける際には理由書を書かされた。海外の大学機関ならばスムーズに受理されるのに、この点に疑問を感じた。国内の大学でも研究技術が格段に上のところもあるし、その技術が環境問題解決に必要なものであれば、海外の大学機関同様スムーズに受理されるべき。
15. 大学側がインターン研修を必修として課すならば、研修成果を制度的に保証できるのかが疑問。